

世界遺産登録記念ロゴマーク使用に関する取扱要領

(趣旨)

第1条 この要領は、世界遺産登録記念ロゴマーク（以下「ロゴマーク」という。）の使用に関し、ロゴマークの取扱その他必要な事項を定めるものとする。

(ロゴマーク)

第2条 ロゴマークは、別に定める「世界遺産登録記念ロゴマーク デザインマニュアル」（令和6年日光市制定、以下「デザインマニュアル」という。）に掲げるとおりとする。

(権利の帰属)

第3条 ロゴマークに関する一切の権利は、市に帰属する。

(使用の基準)

第4条 ロゴマークは、次の各号のいずれかに該当する場合に限り、使用することができる。

- (1) 市、教育委員会、選挙管理委員会、監査委員、公平委員会、農業委員会及び固定資産評価委員会又は議会（以下「行政機関等」という。）が使用するとき。
- (2) 国、都道府県、市区町村等の公共団体（以下「公共団体」という。）が使用するとき。
- (3) 行政機関等が主催又は共催する事業において使用するとき。
- (4) 行政機関等が協賛又は後援する事業で、かつ、その使用の目的が適当であると認められるとき。
- (5) 行政機関等又は公共団体以外の者が使用する場合であって、その使用が世界遺産「日光の社寺」の周知、啓発、保存又は活用に有益であると認められるとき。
- (6) 前各号に掲げるもののほか、市長が適当と認めるとき。

(営利目的とした使用)

第5条 前条に掲げる使用の基準を満たした者で、かつ、ロゴマークを営利目的に使用しようとするものは、あらかじめ市と協議しなければならない。

2 前項に掲げる協議は、使用しようとする日から起算して30日前までに協議の申出をしなければならない。ただし、30日前までに協議することが困難であった特別の理由があると市長が特に認めたときは、この限りでない。

(使用禁止)

第6条 ロゴマークは、次の各号のいずれかに該当すると認められるときは、使用できないものとする。

- (1) 市の品位を傷つけ、又は傷つける恐れがあると認められるとき。
- (2) 自己の商標又は意匠とすること等独占的に使用し、若しくは使用する恐れがあると認められるとき。
- (3) 特定の個人、政党、宗教団体等を支援し、又は公認しているような誤解を与え、若しくは与える恐れがあると認められるとき。
- (4) 法令又は公序良俗に反し、若しくは反する恐れがあると認められるとき。
- (5) その使用がデザインマニュアルを遵守していない又は遵守しない恐れがあると認められるとき。
- (6) 前各号に掲げるもののほか、その使用が適当でないと市長が認めたとき。

(使用届)

第7条 第4条各号に掲げる使用の基準を満たす者がロゴマークを使用しようとするときは、世界遺産登録記念ロゴマーク使用届(様式第1号)に当該使用に係る仕様等がわかる写真、図その他の資料を添えて、使用を開始する日の30日前までに市長に届け出なければならない。ただし、30日前までに届け出ることが困難であった特別の理由があると市長が特に認めたときは、この限りでない。

(使用期間)

第8条 ロゴマークの使用の期間は、1年以内とし、年度を超えることができないものとする。

(使用料)

第9条 ロゴマークの使用料は、無料とする。

(遵守事項)

第10条 第7条の使用届を提出した者(以下「使用者」という。)は、ロゴマークの使用に当たり、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) デザインマニュアルを遵守すること。
- (2) ロゴマークを使用する権利を第三者に譲渡し、又は転貸しないこと。
- (3) 使用届に添付した写真、図その他の資料に基づく製品等の完成見本(完成見本の提出が困難と認められるときはその写真等外観が確認できるもの。)を速やかに提出すること。

(使用の差し止め等)

第11条 市長は、ロゴマークの使用に関し、第6条各号に掲げる使用禁止に該当すると認めるとき又は第10条第1項各号に掲げる遵守事項に反していると認めるときは、その使用を差し止めることができる。

2 市長は前項の規定による使用の差し止めをしようとするときは、その理由及び使用を差し止める日を明記した世界遺産登録記念ロゴマーク使用差止通知書(様式第2号)により通知しなければならない。ただし、その使用が悪質であり、直ちに使用を差し止める必要があると認められる場合においては、通知によらず口頭で使用を差し止めた後に通知することができる。

3 前項の規定により使用の差し止めの通知(同項ただし書による口頭による場合を含む。)を受けた使用者は、当該届出に係るロゴマークの使用を直ちに中止しなければならない。

4 市長は、使用の差し止めにより生じた損害その他の賠償責任を一切負わないものとする。

(苦情等の処理)

第12条 ロゴマークを使用した製品等に関する事故、苦情等が発生した場合は、使用者がその責任において善意を持って必要な措置を講じなければならない。

(管理)

第13条 ロゴマークの管理は、日光市長の権限に属する事務の委任及び補助執行に関する規則(平成18年日光市規則第13号)第6条第2項第2号により、教育委員会文化財課で行うものとする。

(疑義等の協議)

第14条 ロゴマークの使用に関し、この要領又はデザインマニュアルに定めるもののほか、その使用に関し、疑義等が生じたときは、市長及び使用者が協議し、必要な事項を定めるものとする。

(その他)

第15条 この要領に定めるもののほか、ロゴマークの使用に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要領は、令和6年4月1日から適用する。

(施行前の準備)

- 2 ロゴマークを使用しようとする者は、この要領の施行の日（以下「施行日」という。）前においても、この要領第5条第1項の協議及び第7条の使用届の提出をすることができる。
- 3 市長は、前項の規定による協議又は使用届の提出があった場合には、施行日前においても、この要領第5条第1項の協議又は第7条の使用届の規定の例により、その協議又は使用届の受理をすることができる。この場合において、その協議又は使用届の提出をした者は、施行日においてこの要領に基づく協議又は使用届の提出をしたものとみなす。

様式第1号（第7条関係）

年 月 日

日光市長 様

住 所

団体名

氏 名

（電話番号 ）

世界遺産登録記念ロゴマーク使用届

世界遺産登録記念ロゴマークを下記により使用したいので届け出ます。

記

1 使用目的

2 使用概要

- ・ 使用対象物件（商品）等
- ・ 使用数量及び使用期間
- ・ 担当者連絡先

3 添付書類

- ・ 企画書、予算書、ロゴマーク使用イメージがわかる資料
- ・ その他、日光市が必要と判断するもの

様式第2号（第11条関係）

年 月 日

様

日光市長

印

世界遺産登録記念ロゴマーク使用差止通知書

年 月 日付けで届出のあった世界遺産登録記念ロゴマークの使用については、次の理由により使用を差し止めます。

なお、この通知があった日以後、当該届出に係る世界遺産登録記念ロゴマークの使用はできません。

理由